

# 【2021 年度】FUKUOKA STREET LIVE

## アーティスト募集要項



2021年8月1日  
福岡音楽都市協議会

## 目次

1. 事業概要	P 2
2. ライセンス制度	P 2
3. 応募資格	P 3
4. 活動条件等	P 3
5. 投げ銭について	P 4
6. 活動場所	P 4
7. 予約申込	P 4
8. パフォーマンス予約の上限	P 4
9. 申請方法	P 5
10. 個人情報の取扱いについて	P 5
11. 審査	P 5
12. 留意事項	P 5
13. 問い合わせ先	P 5

### [本事業の趣旨・目的]

本事業は、文化・エンターテインメント活動に携わるアーティストと共に「まちなかのオープンスペースでの発表の場」を通じて、文化・エンターテインメントでまちの賑わいを創出するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるアーティストの活動の継続を支えることを目的とします。民間施設等の協力によって提供されたパフォーマンスの活動場所にて、音楽 / ダンス / 大道芸 / 演劇 / 伝統芸能 / 書道 / 華道 / ライブアート等のパフォーマンス活動を行う、アーティストを募集・登録します。登録アーティストは、あらかじめ予約した活動場所・日時に、パフォーマンスを発表することができ、投げ銭にて収入を得ることができます。また、活動の様子は、専用ホームページ等で登録アーティストの情報と共に発信・PR されます。

[事業期間] ※新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります

2021年9月1日(水)～2021年11月28日(日)

### [事業スケジュール]

2021年8月01日～2021年8月31日

- ・アーティスト登録申請受付
- ・順次事前審査

-----

2021年9月15日(予定)

- ・審査結果の通知およびライセンス発行(通過者は特設サイトでも発表します)

2021年10月1日～2021年11月28日

運用期間：オンライン上で希望の会場の予約後パフォーマンスが実施できるようになります。

※2020年度にライセンス発行されたアーティストの運用期間は9月1日～11月28日までとなります

### [ライセンスアーティスト制度]

本事業では、福岡音楽都市協議会(以下、MCCF)が実施する専門家による事前審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストのみ、指定場所での活動が可能となります。ライセンスを交付されたアーティストは、MCCFが指定する広場などのオープンスペースで、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。尚、昨年度に登録されたライセンスアーティストは、今年度も参加が可能です。

#### (注意事項)

※このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※活動の際は、大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンスの内容に制限があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置を講じた上で実施されるものを対象とします。

※昨年登録したライセンスアーティストで、今年度中(2021年11月28日まで)にパフォーマンスを実施されなかった場合は、ライセンスを失効(登録解除)とさせていただきます。但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、パフォーマンス予約ができない場合(感染拡大防止の観点からショーを実施できない、実施場所のスケジュールが空いていない等)は、この限りではありません。

[応募資格] 以下のいずれにも該当する方とします。

(1) 福岡市を拠点に、プロのアーティスト活動として以下の実績を有すること。

- ① 音楽 / ダンス / 大道芸 / 演劇 / 伝統芸能 / 書道 / 華道 / ライブアート等の分野での活動

- ② 原則として過去 3 年以内に福岡市内の施設等で下記のいずれかの公演等を行った実績があること  
(例：入場料、観覧料等を徴取する公演や個展、出演料等の対価が支払われる集客イベント)
- (2) 今後も本市での事業活動の意思があること。
- (3) 当該事業者（申請者が法人や団体の代表者の場合は、法人や団体の役員を含む）が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 条。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」）、または暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 未成年者においては、その者の親権者又は未成年後見人の同意を得ていること。

#### [活動条件]

- (1) 本事業の出演料は発生しません。
- (2) DVD や CD、グッズ等の物販行為は行うことができません。
- (3) 活動場所は MCCF が指定する会場（次ページ参照）になります。
- (4) 活動にあたっては、活動場所及び日時を事前承認のうえ、実施が可能となります。
- (5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための措置を講じた上で実施して頂きます。  
(検温・手指消毒の徹底フェイスガードやマスクの着用（パフォーマンスに影響がない場合）・など)
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)のインストールをして頂きます。
- (7) 想定以上の集客となった場合、感染拡大防止の観点から活動を中止していただくことがあります。
- (8) 雨天などの理由により、止む無く中止することがあります。
- (9) 活動後は清掃などを行い、原状回復に努めてください。
- (10) 活動の際は次の条件を遵守してください。
  - ① 次の物品類を使用するパフォーマンスは禁止します。
    - ア 大音量の楽器
    - イ 火器、刃物等の危険物
    - ウ 動物（犬、猿、鳥類等）
    - エ その他会場を利用されるお客様に支障があると MCCF が判断するもの
  - ② 宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的としたパフォーマンスはできません。
  - ③ 歩行者等の通行を最優先し、支障がないように注意してください。
  - ④ 会場係員がパフォーマンスの中止を求めた場合、ただちに中止し、係員の指示に従ってください。
- (11) その他、各会場が個別に示す条件がある場合は遵守してください。
- (12) 観覧者等、第三者に対する [賠償責任保険] に必ずご加入ください。
- (13) JASRAC や NexTone 等の著作権管理団体に登録されている楽曲を使用する場合は、出演者自身で申請手続きをお願いします。尚、第三者から権利侵害に関する申し入れなどがあった場合には、申請者がすべての責任を負うものとします。
- (14) 各会場の営業に支障をきたしたり、損害を与えたりしたときは、その損害に相当する金額の賠償を求められる場合があります。
- (15) 活動に使用する楽器・備品類の準備及び搬送等は各自の責任で行ってください。  
なお、ピアノ等、会場が設置困難と判断する場合は使用できません。
- (16) 配信に使用するサービスや備品類の準備及び搬送等は各自の責任で行ってください。  
※使用するサービスは関係法令等を遵守したものに限りま。

- (17) 特に観客が多く見込まれる場合、整理要員を手配していただくことがあります。
- (18) MCCF の広報等においてパフォーマンス動画を無償で利用することに了承し、必要な協力を行っていただきます。必要に応じて画像のトリミングを行う場合があります。

#### [投げ銭について]

本事業では投げ銭の実施が可能となります（投げ銭収入に対する手数料の納付等はありません）

※本事業の成果検証の為、パフォーマンス実施後は MCCF 事務局に収入額の報告をお願いいたします。

※投げ銭を強要する行為は禁止となります。

ショーマンシップにのっとり、楽しまれたお客様の任意として実施してください。

#### [活動場所について]

(1) 活動は、MCCF が指定する場所で行っていただきます。

(会場予定一覧)

- 福岡市役所 西側ふれあい広場
- 福岡市役所前 九州広場
- 福岡市美術館 アプローチ広場
- 福岡市動植物園 エントランス広場
- エルガーラ・パサージュ広場
- キャナルシティ博多 B1F サンプラザステージ
- 天神きらめきスクエア

※一般の路上や駅前の敷地は、活動場所ではありません。

※活動場所に関しては、今後も増える可能性があります。

(2) 活動場所には、スタッフに当たる人員はいません。音楽演奏やパフォーマンスに必要な機材の搬入、搬出等をご自身の負担で行なっていただきます。

(3) 活動の際、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従っていただきます。

#### [予約申込について]

ライセンスを交付されたアーティストに限り、パフォーマンスの予約申込みが可能となります。

FUKUOKA STREET LIVE 公式サイト上の予約フォームから、希望する日時・場所を選んで予約をしてください。

尚、予約申請後、施設側からの承認メールを持って予約が完了となります。予約は毎月 20 日より、翌月スケジュールの予約が可能となります。

#### [パフォーマンス予約の上限について]

多くのアーティストが活動できるよう、毎月のパフォーマンス予約数は条件を設けさせていただきます。

- (1) 1 日 2 枠まで予約が可能です（同会場可）
- (2) 原則 1 枠の利用可能時間は 1 時間になります（客寄せ、本番時間）※準備、撤収時間は別途
- (3) アートパフォーマンスなど、ショー形式ではないジャンルのストリートパフォーマンスに関しては、施設空き状況に応じて、1 枠 1 時間以上の利用も可能とします。

#### [申請方法]

FUKUOKA STREET LIVE 公式サイトからオンライン申請が可能です。

●特設サイト <https://fukuokastreetlive.com/>

[申請にあたっての注意事項]

- ① グループで登録を希望する場合は、代表者が申請してください。
- ② 申請にあたっては、必ず内容に不備や不足資料がないか確認し、入力・添付をお願いします。
- ③ 申請された資料は返却いたしませんので、必要に応じて申請資料の控えを保存してください。
- ④ 申請資料等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

[個人情報の取扱いについて]

申請された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、MCCF が適正に管理します。当事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。

[審査方法]

申請を受領した後、登録が適当な内容であるか、事務局で審査を行います。

[留意事項]

- (1) 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や現地確認を行う場合があります。
- (2) 審査の結果、登録決定をしないことがあります。
- (3) 申請者が以下に該当する場合は、登録決定の全部または一部を取り消す場合があります。
  - ① 2021年11月28日までにパフォーマンス活動を実施する見込みがなくなったとき。
  - ② 申請者が応募資格に該当しないことがわかったとき。
  - ③ 活動が以下の内容に該当したとき。
    - A 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
    - B 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - C 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - ④ 偽りその他不正な手段によって登録決定を受けたとき。
  - ⑤ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
  - ⑥ 各会場の営業活動等に支障をきたすと認められるとき。
  - ⑦ その他、登録が不適当と事務局が判断したとき。
- (4) 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。
- (5) 本事業にかかる所得税や法人税等については、適正に申告してください。

[問い合わせ先]

福岡音楽都市協議会 事務局（福岡市文化芸術振興財団内）

住 所：〒812-0027 福岡市 博多区下川端町 3-1 リバレインセンタービル 8F

問合せ：info@fukuokastreetlive.com

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来館でのお問い合わせは受け付けません。

メールでお問い合わせください。